# **⑨　役員等に対する新株予約権発行に係る募集の場合（自己新株予約権処分に係る募集を含む。）（株式報酬としての新株予約権発行に係る募集の場合を除く。）**

上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して、新株予約権（譲渡が禁止される旨の制限が付されているものに限る。）を割り当てる場合で、上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価としてではなく（例えば、一定の業績目標や株価目標の達成による企業価値向上を目的としたインセンティブとして）、新株予約権を割り当てること（新株予約権発行に係る募集又は自己新株予約権処分に係る募集を行うこと）についての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己新株予約権処分の場合は、「発行の目的」を「処分の目的」など適宜読み替えてください。）。

例えば、以下の場合が想定されます。

・　役員等に対して、当該役員等から一定の額の金銭の払込みを受けることにより新株予約権を発行する場合（いわゆる有償ストック・オプション（権利確定条件付き有償新株予約権など）を発行する場合）

※　割当予定先に役員等以外の個人（社外協力者など）が含まれる場合も想定されますが、この場合には、第三者割当に該当するため、以下において、第三者割当に該当する場合の開示事項及び開示・記載上の注意も確認のうえ、開示資料を作成してください。

※　いわゆる強制行使条項（一定の条件を満たした場合、新株予約権を強制的に行使させる条項）を付した有償ストック・オプションの発行に係る開示を行った場合で、発行後に以下に該当したときは、「開示事項の経過」として開示してください。その際には、当初の発行目的や強制行使条項を付すこととした経緯・理由を踏まえた会社の考え方を具体的に記載することが望まれます（強制行使条項が発効した場合を除く。）。

・　強制行使条項が発効した場合

・　割当先から新株予約権を取得する場合（組織再編行為による取得を除く。）

・　割当先からの権利放棄の申し出により新株予約権が消滅する場合

・　強制行使条項が発効した新株予約権の全部または一部が行使されなかった場合

| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　有償ストック・オプションを発行する場合には、それが判別できる表題とする。  　　（例）「有償ストック・オプションの発行に関するお知らせ」 |
| １．発行の目的及び理由 | ・　発行の目的及び理由について、わかりやすく具体的に記載する。  ・　新株予約権が行使された場合に生じる株式の希薄化の規模、発行数量、発行条件（行使価額・行使期間・権利確定条件（一定の業績（株価を含む。）の達成又は不達成に基づく条件など）・強制行使条項など）が、発行の目的及び理由に照らして合理的であると判断した根拠について、わかりやすく具体的に記載する。  ・　特に、有償ストック・オプションの発行において、特定の割当予定先に著しく多くの数量を割り当てる場合、割当予定先の資力と比較して過大な数量を割り当てる場合、又は行使義務が履行されなかった前例がある中で再度強制行使条項を付して発行する場合などでは、より具体的な記載が望まれます。 |
| ２．発行の概要 | ・　新株予約権の発行の概要として下記事項を記載する。  （１）新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数（＊１）  （２）新株予約権の目的である株式の種類及び数  （３）新株予約権の総数  （４）新株予約権の払込金額又はその算定方法（＊２）  （５）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその１株当たりの金額（行使価額）  （６）新株予約権の権利行使期間  （７）新株予約権の行使の条件  （８）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額（＊３）  （９）新株予約権の取得に関する事項  （１０）新株予約権の譲渡制限  （１１）組織再編行為時における新株予約権の取扱い  （１２）新株予約権の割当日  （１３）新株予約権証券を発行する場合の取扱い  （＊１）新株予約権の割当て（会社法第２４３条第１項）の結果、募集事項の決定時（発行決議時）における開示内容と変更が生じた場合は、割当ての確定日に変更後の割当内容を発行内容の確定として開示する。  　（＊２）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容（会社法第２３８条第１項第３号）について、わかりやすく記載する。  募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な払込金額が定まっていない場合は、払込金額の算定方法を記載し、別途、払込金額の算定日に具体的な金額を発行内容の確定として開示する。  払込金額が有利発行に該当しない場合には、その旨を記載する。  　　　　第三者割当に該当する場合は、上記に加えて、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、株主総会において会社法に基づく有利発行の特別決議を経る場合であって、かつ、その旨の記載がある場合には、不要とします。  　（＊３）募集事項の決定時（発行決議時）の開示の際に具体的な金額の確定が困難である場合は、「資本金の増加額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果端数が生じたときはこれを切り上げる。残額は資本準備金に組み入れる。」などと記載する。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| 〔第三者割当に該当する場合〕  ・　割当予定先の選定理由等 | ・　割当予定先の概要、割当予定先を選定した理由、割当予定先の保有方針、割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容を記載する。  ・　この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。 |
| 〔第三者割当に該当する場合〕  ・　企業行動規範上の手続き | ・　希薄化率が２５％以上となるとき又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。 |
| 〔本行為が支配株主との取引等である場合〕  ・　支配株主との取引等に関する事項 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。  ・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。  ・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。  ・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  ※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載す　る。  ※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「第３編第１章　【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。  ※　支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して新株予約権を割り当てる場合を含みます。 |